

議第23号

三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里条例案

三島市立知的障害者通所更生施設設置条例（昭和57年三島市条例第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うため、次のとおり三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里（以下「佐野あゆみの里」という。）を設置する。

名 称	位 置
三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里	三島市新谷175番地の1

（事業）

第3条 佐野あゆみの里は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護に関すること。
- (2) 法第5条第14項に規定する就労移行支援（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の8ただし書に規定する目的のために行う便宜の供与を除く。）に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（開所時間等）

第4条 佐野あゆみの里の開所時間及び休所日は、規則で定める。

（職員）

第5条 佐野あゆみの里に、所長その他必要な職員を置く。

（利用対象者）

第6条 佐野あゆみの里を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当

する者とする。

- (1) 佐野あゆみの里の利用に係る法第19条第1項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者（法附則第2条の規定により障害者とみなされる通知に係る児童を含む。）
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により佐野あゆみの里を利用させることについて必要があると市長が認めた者
（利用の停止）

第7条 市長は、佐野あゆみの里を利用する者が感染症にかかり、若しくはそのおそれがあるとき、又は管理上特に必要があるときは、その利用を停止することができる。

（運営委員会）

第8条 佐野あゆみの里の円滑な運営を図るため、三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、佐野あゆみの里の運営について審議する。
- 3 委員会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内とし、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。
（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の三島市立知的障害者通所更生施設設置条例第3条の規定により設置されている三島市立佐野学園運営委員会（以下「旧委員会」という。）の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、改正後の三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里条例（以下「新条例」という。）第8条第3項の規定により委嘱された三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里運営委員会の委員とみなす。この場合において、その委嘱された委員とみなされる者の任期は、新条例第8条第4項の規定にかかわらず、同日における旧委員会の委員に委嘱されたときの任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧委員会の委員長及び副委員長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、改正後の第8条第5項の規定により三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里運営委員会の委員長及び副委員長として定められたものとみなす。

（三島市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正）

- 4 三島市議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例（昭和62年三島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第17号を次のように改める。

(17) 障がい者支援センター佐野あゆみの里

平成24年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士